2015年（平成27年）　2月　9日（月曜日）　夕刊　矢祭
（NO，11766）　友引（旧 12月21日）
夕刊矢祭新聞社　日刊（土曜・日曜・祝祭日休刊）　月額1，000円
矢祭町東舘字桃木町42-2　発行人　菊池正典　☎46-3508　昭和57年12月6日第3種郵便物認可

矢祭町の魅力を再発見！
さかな家主催　第二回「南郷を楽しむ会」
酒蔵見学「もろみ」試飲など堪能

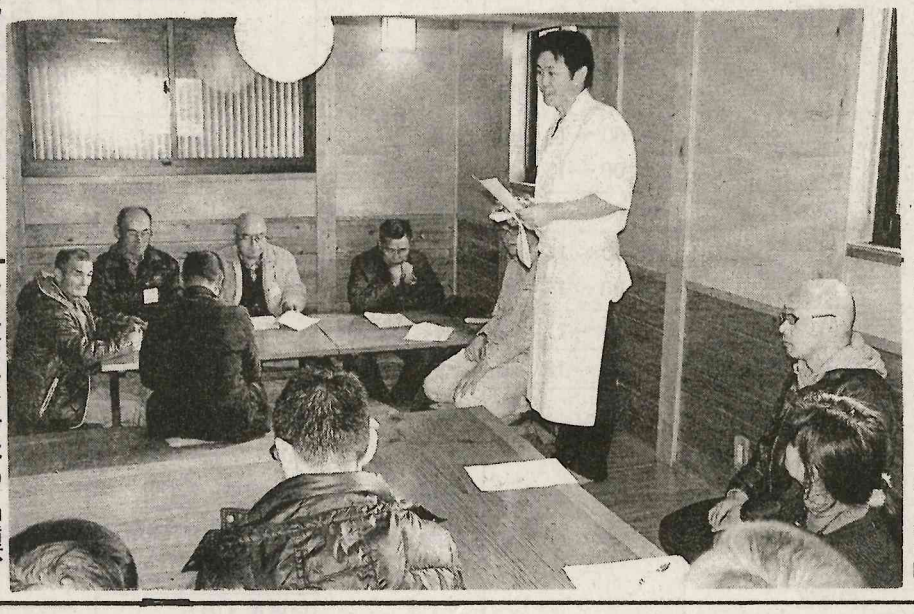

東舘のさかな家（丸山安則店主）のやまつり再発見・第二回「南郷」を楽しむ会は、七人が参加して開いた。昨年さかなや家が開店十周年を記念して開き好評を受け、二年連続大町内の参加者がめに企画したところ、初めて県内外から愛顧に御礼のこもった丸山店主が日頃の感謝をこめ、十周年の食を述べ、矢祭町の魅力を再発見してもらうため、酒造店協力により「もろみ」と酒造用原料米の品種、精米・白米・洗米・蒸米に次いで、種麹や酵母により、仕込み水を加えて絞り、ろ過して生酒となり、更に火入殺菌して貯蔵・調合ろ過の工程を説明し、生酒は「吟醸生」「新玉の酒」「純米酒」「うすにごり」等であることを紹介した。

そのあと二グループに分かれて藤井酒造店の酒蔵見学を行い、この時期一番忙しい仕込み作業の状況や「もろみ」を貯蔵しているタンクを確認した。

「もろみ」表面は泡状になって酒が生きていることが分かり、古来から伝承されている日本酒のすばらしさを実感するとともに、タンクから直接汲み取った新鮮な「もろみ」を試飲して、普段は出来ない貴重な体験となった。

さかなや家に戻り「料理とお酒のマイベスト」をテーマに①自家製スモークチーズ②矢祭産こんにゃくの刺身③柳かれいの風干しのうち、佳撰南郷の吟醸つくし、純米酒、大吟醸、新玉のうち、吟醸お酒、矢祭撰山南郷

所得税・住民税申告相談
あすからスタート
三月十六日まで六会場で

町では毎年、所得税及び住民税（国保税）の申告相談を行っていますが、今年もあす十日から三月十六日まで、各地区公民館や集会施設など六会場で実施する。申告をしなければならない方は、必ず確定申告を済ませるよう呼びかけている。

初日のあす十日は茗荷地区を対象に午前九時から十一時まで内川保健福祉館を会場に行う。

今後の申告相談日程は、左の表の通り、なお申告日にやむを得ずこられない場合は、他の申告会場等で申告相談しますので前日までに、役場税務グループへご連絡ください。電話四五七二）。

本田正さん追善寄付

東舘字舘本二七のイ、本田正さんは、この度亡くなった父庄蔵さんの遺志として矢祭町社会福祉協議会（大串肇会長）に五万円を寄付した。

▼あす内川保健福祉館で予定していた地域包括支援センター元気はつらつ教室は、税金申告相談会場となるため中止することになった。

関岡区長に佐藤長次氏

関岡区会（菊池正区長）は、八日午後三時から高城構造改善センターで開き、二十七年度新区長に佐藤長次氏、副区長に本多勝一氏を選出した。

すばらしき金星の輝き

投稿（天文観測者）一年中で最も空気が済んでいて星がよく見える季節です。太陽が沈んだ直後、西の空に輝く金星は、日星と真っ暗になる前に、地平線近くに見えます。

申告月日	行政区名	受付時間	申告会場	備考
2月10日（火）	茗荷区	9：00～11：00	内川保健福祉館	
12日（木）	内川区	9：00～11：00 13：00～15：00		
13日（金）	上関河内区	9：00～11：00 13：00～15：00	健康ふれあい館	表木地区の方 下関河内下3の方を含む
16日（月）	大坱区	9：00～11：00		
17日（火）	下関河内区	9：00～11：00 13：00～15：00		下関河内下1・下2の方
18日（水）	追分区	9：00～11：00	高野谷地多目的集会施設	
	高野谷地区	13：00～15：00		
19日（木）	中石井区	9：00～11：00 13：00～15：00	下石井多目的共同利用施設	黒助・柵・舟見の方
20日（金）				舘谷・小野沢の方
23日（月）	下石井区			下石井第1の方
24日（火）				下石井第2・第3の方
25日（水）	戸塚区			戸塚第1・第2の方
26日（木）				戸塚第3の方 （南石井団地を含む）
27日（金）	関岡区	9：00～11：00 13：00～15：00	高城農業構造改善センター	
3月 2日（月）				
3日（火）	高山区			
4日（水）	真木野区			
5日（木）	宝坂区	9：00～11：00 13：00～15：00	山村開発センター	
6日（金）	ニュータウン中山区			
9日（月）	山野井・金沢区			中央団地を含む
10日（火）	舘本区			東舘団地を含む
11日（水）	桃ノ木区			
12日（木）	石田区 上野内区			
13日（金）	小田川区			
16日（月）	指定日に申告できない方			
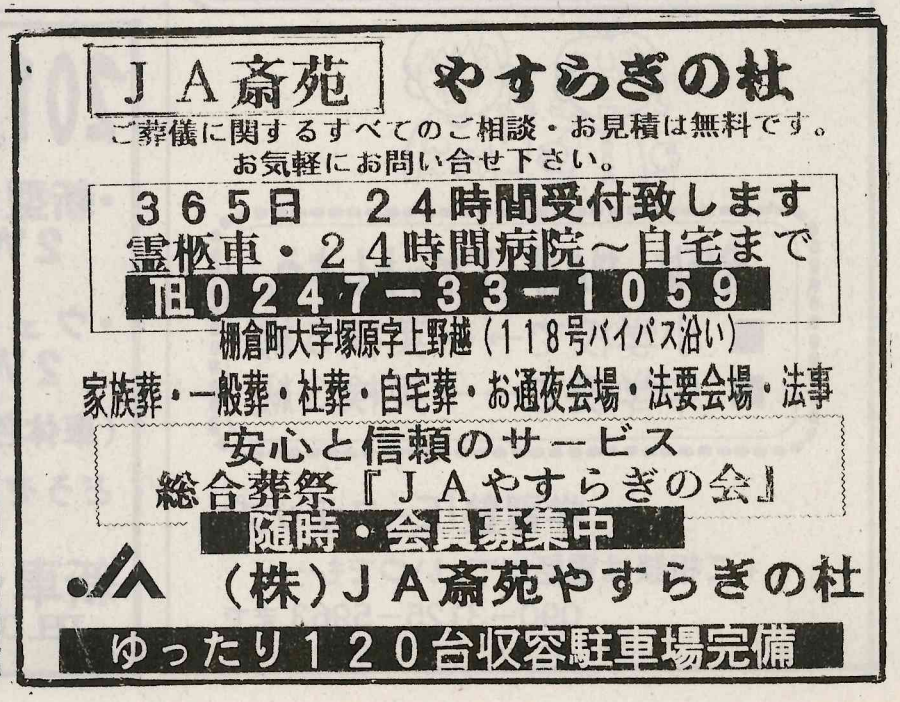
※所得申告相談日程表の申告日にやむを得ずこられない場合は、他の申告会場等で申告相談しますので前日までに、役場税務グループへご連絡ください。